

市街化区域の農地を農地以外にする場合(農地転用の届出)

1. (自己転用)農地法第4条第1項第8号の規定による届出に関する書類

- (1)届出書 2部
- (2)届出農地の土地全部事項証明書(登記事項証明書) 1通
- (3)位置図(住宅地図の写し等) 1部
- (4)委任状(届出者本人以外の届出の場合) 1部

2. (権利移動を伴う転用)農地法第5条第1項第7号の規定による届出に関する書類

- (1)届出書 2部
- (2)届出農地の土地全部事項証明書(登記事項証明書) 1通
- (3)位置図(住宅地図の写し等) 1部
- (4)委任状(譲渡人と譲受人両名にての届出以外の届出の場合) 1部

第4条、第5条ともに、上記以外の書類が必要となる場合がありますので、ご不明な点は、ご相談ください。

○土地の登記事項証明書に記載されている所有名義人と申請者が異なる場合
相続関係図、戸籍または除籍謄本、相続放棄申述受理謄本 等

○土地の登記事項証明書に記載されている所有者名義人の住所等が異なる場合
住民票、戸籍の附票 等

○届出地が小作地の場合
農地法第18条第6項による解約等の許可があったことを証する書面

○届出地が土地区画整理事業の仮換地を受けている場合
仮換地指定通知の写し、または仮換地証明 等

※ 届出は随時受付します。

佐野市農業委員会 〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市役所3階 TEL 0283-20-3059 FAX 0283-20-3029
